

# 仕様書

敦賀市学校給食センター新築に伴う

厨房機器納入・据付

敦賀市

この仕様書は、敦賀市(以下「市」という。)が実施する、敦賀市学校給食センター新築工事(以下「本工事」という。)に伴う厨房機器の納入・据付について、仕様及び関係事項を定めるものである。

## 1 品名及び数量

別紙、設計図書「敦賀市学校給食センター新築に伴う厨房機器納入・据付」(以下、「設計図書」という。)に記載のとおり

## 2 納入場所

敦賀市井川17号20番地 敦賀市学校給食センター

## 3 入札参加の条件

令和7・8年度敦賀市競争入札参加資格審査申請を受理されたもので、以下の条件をすべて満たしていること。

また、入札参加申請書の営業種目が大分類「58：機械器具類」中分類「2：厨房機器」を申請していること。

(1) 福井県内に本店あるいは営業所があること。

(2) 参加申請した本店・営業所に1級厨房技能士の資格を有する社員が常駐していること。

(3) 過去15年間(2010年度から2025年度まで)に福井県内の2,500食以上の学校給食調理場(ドライ方式に限る)の厨房機器を一括納入した実績を有すること。(PFI事業は実績に含まない)

## 4 機器仕様等

(1) 別紙、設計図書記載の形状・寸法・材質・能力のとおりとし、記載の機器毎に設計図書の特記仕様を満たすものとすること。

(2) 別紙、設計図書記載の工事区分表の工事範囲「厨房」の工事を含むこと。

また、納入者は、本工事(建築工事・給排水設備工事・電気工事・物品引越等)を実施する工事関係者等及び市と十分に協議を行ったうえで、厨房機器及び付随品の設計、製作、調達、運搬、搬入設置、一次(施設)側配管配線工事により整備される配管配線類との接続、試運転・調整及び諸官庁・関係機関への諸手続き等を行わなければならない。

(3) 「学校給食衛生管理基準(平成21年文部科学省告示第64号)」の定めに配慮されており、ドライシステムの厨房への対応がなされているものであること。

(4) 納入完了後、修繕・保守部品の供給を10年以上受けることが可能な機器であること。

(5) 安全性・作業性能ともに高く、関係法令に適合した機器であること。

## 5 機器の搬入・据付等

- (1) 機器の搬入前に、市及び工事関係者等と十分な協議を行ったうえで、機器の搬入経路、設置場所、配管配線類の詳細な立ち上げ位置、電気・ガス容量等を確認し、機器据付けの際に不具合が生じないようにすること。また、給排水・ガス・電源接続工事が必要な機器を据え付ける場合には、適切な有資格者が行うこと。
- (2) 機器の搬入の際には、床・壁等を傷めることのないよう、納入者にて十分な養生を行うこと。また、万一、床・壁等の施設やその他の設備を汚損・破損した場合には、速やかに市に報告し、納入者の負担において原状に回復させること。
- (3) 機器の搬入・据付に伴い発生した残材等は納入者の負担において処分すること。
- (4) 同等品での入札を行った場合において、機器の搬入・据付に伴い、機器の追加加工や、施設への追加工事等の必要が生じた際には、納入者の負担において一切の対応を行うこと。

## 6 同等品での入札

別紙、設計図書に例示された機器以外のもの(同等品)で入札する場合は、以下の条件を満たすものを選定すること。

- (1) 別紙、設計図書の「厨房機器リスト」及び「厨房機器単品図 (1) ~ (43) 」に記載の基本仕様・特記仕様を全て満たすものであること。
- (2) 本工事(建築工事・給排水設備工事・電気工事等)により完成する給水・給湯・ガス・排水の配管類及び電気設備と問題なく接続が可能なものであること。  
(現場は別紙、設計図書「厨房機器リスト」に例示された機器を基に設計されており、これにあわせて建築工事・給排水設備工事・電気工事等も実施される。)
- (3) ガス接続・電気接続が必要な機器については、別紙、設計図書「厨房機器リスト」に記載のガス・電気消費量を超えないものであること。
- (4) 別紙、設計図書に記載の場所へ、問題なく搬入・据付が可能な寸法であること。  
(別紙、設計図書「厨房機器リスト」に例示された機器は、現場に適合する寸法であり、問題なく搬入・据付が可能なものである。)
- (5) 能力や材質等が別紙、設計図書に例示された機器と同等以上と認められること。
- (6) 板金製品については別紙、設計図書「板金共通仕様書」に記載の事項を満たすものであること。

また、同等品での入札を行う場合には、機器単品図やカタログの写し等を提出のうえで、事前に敦賀市教育委員会学校教育課（学校給食推進室）へ相談し、承認を得ること。事前の相談がない場合、及び同等品としての承認が得られなかつた場合には、別紙、設計図書「厨房機器リスト」に記載された機器により入札するものとする。

## 7 納入期限

令和9年6月25日(金)

ただし、納品・据付を可能な限り早く完了し、上記期限までに試験運転整備及び取扱い説明を完了すること。

## 8 検査

納入検査の際には、納入した機器を熟知した責任者が立ち会うこと。

## 9 試運転調整及び取扱い説明

- (1) 試運転調整の日時や方法等については、市と協議の上、実施すること。なお、試運転調整に係る一切の費用は、納入者の負担とする。
- (2) 試運転調整実施の際に、故障・製品の汚損、破損等不具合が発見された場合は、速やかに納入者の負担において対応すること。
- (3) 日本語による取扱い説明を市と調整の上実施すること。なお、これに伴い発生する一切の費用は、納入者の負担とする。

## 10 保証

- (1) 納入完了日から起算して1年間を保証期間とする。
- (2) 機器の製造過程での不良や、据付けの際の不備等が原因で、機器が所定の性能を発揮しない場合には、市がその事実を知った日から1年以内の期間に限り、納入者の負担において点検整備、改造、修理、部品交換等を行うこと。

## 11 その他の注意事項

機器の納入に伴い、火を使用する設備等設置届の提出が必要となる場合には、所管の消防署にて手続きを行うこと。

## 12 提出書類

日本語表示により作成した下記書類を1部ずつ(原則としてA4縦型、書類数の多いものはファイル綴じとする)と電子データ一式を提出し、各種検査への立会い、機器の取扱い説明を行うこと。

- (1) 工程表
- (2) 完成図
- (3) 出荷前検査成績書
- (4) 試運転結果報告書
- (5) 取扱説明書
- (6) 納品書
- (7) 保証書
- (8) その他市が指示するもの

※ (1)については契約締結後速やかに提出すること。